　年　月　日

　西都市長　　　　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　㊞

西都市医療機関開設等支援事業実績報告書

年　月　日西地指令第　　号によって交付決定のあった西都市医療機関開設等支援事業補助金については、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和４２年西都市規則第８号）第１４条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

（１）医療機関開設等支援事業実績報告書

（２）収支報告書

（３）不足医療機関を開設し、若しくは承継する見込みであること又は不足医療機関を開設し、

　　　若しくは承継したことが確認できる書類

（４）補助事業に係る土地又は建物の登記簿謄本（土地又は建物取得費について申請する場合

　　　に限る。）

（５）医療機器及び診療に必要な設備等の取得を証する書類

（６）補助対象経費の支払を証する書類

様式第４号（第９条関係）

医療機関開設等支援事業実績報告書

１　医療機関の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新規開設 | 従　前  （承継する場合のみ） |
| 名　称 |  |  |
| 代表者氏名 |  |  |
| 所在地 |  | |
| 診療科目 |  | |
| 開設（承継）予定年月日 | 年　　月　　日 | |

２　診療(予定)日及び診療(予定)時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診療日 | 診療時間 | 従　前  （承継する場合のみ） |
| 月曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
| 火曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
| 水曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
| 木曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
| 金曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
| 土曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
| 日曜日 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 | 午前　　時　　分　～　　時　　分  午後　　時　　分　～　　時　　分 |
|  | ※祝祭日及び年末年始などの休診予定を記入  （　　　　　　　　　　　　　　　） | ※祝祭日及び年末年始などの休診予定を記入  （　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　診療体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　種 | 人　数 | 従　前  （承継する場合のみ） |
| 医　師 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 |
| 看護師 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 |
| 薬剤師 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 |
| 事務員 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 |
| その他の職員  　職　名  　職　名 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人  常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 | 常勤　：　　　人  非常勤：　　　人  常勤　：　　　人  非常勤：　　　人 |

４　施設の規模及び構造等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設の規模及び構造 | 従　前  （承継する場合のみ） |
| 取得、賃貸借の別 | 取得　・　賃貸借 | 取得　・　賃貸借 |
| 土地面積 | ㎡（　　　　　　㎡）  （　）内は補助対象面積 | ㎡（　　　　　　㎡）  （　）内は補助対象面積 |
| 建物構造 | 造　　階建 | 造　　階建 |
| 建物面積 | 建築面積　　　　　㎡  延床面積　　　　　㎡（　　　　㎡）  （　）内は補助対象面積 | 建築面積　　　　　㎡  延床面積　　 　　 ㎡（ 　　㎡）  （　）内は補助対象面積 |

　※医療機関の施設が併用住宅の場合は、補助対象土地面積は建物に占める医療提供施設の

　　割合で算出すること。ただし、併用住宅であっても医療機関のためだけに利用する土地

　（専用駐車場など）はこの限りではない。